

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和7年4月4日（金）

2 発生日時

令和7年3月17日（月）ころから令和7年4月4日（金）までの間

3 被害品

35万円

4 被害者

紀の川市居住 50歳代の男性

5 状況

令和7年3月12日ころ、被害者の携帯電話に「初回500万迄融資可能」等といった内容のショートメールが送信され、最初は無視していたものの、その後融資の申し込みをしようと考え、3月17日午前11時36分に、相手のSNSの連絡先にメッセージを送信しました。

相手は金融会社を名乗る男性で、被害者が200万円の融資を頼むと、「利息として35万円を支払うと融資できます。」との返事でしたので融資を頼みました。

融資の方法は、「バイク便をそちらに向かわせるので、バイク便に35万円を渡すと、200万円を受け取れる。」ということでした。

その後の連絡で、今日、融資を受けるという約束をしましたが、相手から「今日はバイク便の手配ができないので、特別に銀行振り込みで受け付けます。」と告げられ、相手が指定した口座へ35万円を振り込みました。

しかし、相手が指定する振込み名を入力せず、誤って被害者の実名で振り込んでしまったところ、相手から「指定した振込み名とは違ったため損害が出てしまったので、損害金としてさらに35万円を振り込まないと融資ができません。」と告げられたことで、被害者が不審に思い、詐欺被害に気付いたものです。

6 その他

和歌山県警察では、

特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル

その話ホンマに大丈夫？かけて損なし『ちょっと確認電話』

電話番号 0120-508（これは）-878（わなや）

を開設（24時間）しています。

有名人を騙って「必ず儲かる」、「投資の仕方を教えてあげる」、見知らぬ人から「友達申請」や「必ず儲かる」、「電子マネーを買って番号を教えて」、「キャッシュカードを渡して」、「保険料を還付します」といったことを電話やメール、SNSで受ければ、すぐにちょっと確認電話にて確認してください。